

町内で事業を営まれている事業主のみなさまへ

償却資産の申告は義務です!!

事業用に所有している資産は、償却資産として土地・家屋と共に固定資産税が課税されます。

償却資産とは

事業の用に供されている構築物・機械・器具・備品などで、具体的には次のようなものです。

【業種別の償却資産の例】

業 種	課税される償却資産の例
共 通	パソコン、コピー機、看板、自動販売機、駐車場の舗装工事など
農 林 業	田植機、堆肥舎、サイロ、コンバイン、脱穀機、耕運機、梨棚、ぶどう棚など
医 業	医療機器(レントゲン装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど)
アパート・不動産貸付業	フェンス、駐車場等の舗装、自転車置き場など
クリーニング業	脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備など
理容・美容業	洗面設備、サインポールなど



償却資産の申告は 1 月 31 日までに

毎年賦課期日(1月1日)現在で償却資産を所有している人は、1月31日までに償却資産の所在する市町村長に**申告をする義務があります**(地方税法第383条)。**無申告または虚偽の申告をした場合、過料または罰金刑に科される場合があります。**

必ず申告をしてください。

申告書について

前回申告をした個人・法人の事業主には、申告用紙を12月中旬に送付します。申告が必要な人で、申告書が手元にない人は、益城町ホームページ(<http://www.town.mashiki.lg.jp/>)からダウンロードができますので、確認をしてください。また、役場税務課固定資産税係まで連絡をくだされば、申告書を送付します。

また、電子申告(e L T A X)による申告も行っています。地方税ポータルシステム e L T A X のホーム

ページ(<http://www.eltax.jp/>)から利用できますので確認をしてください。

法人税・所得税の確定申告とは異なる申告となりますので、お間違いのないようお願いします。

税額の計算方法

税額 = 償却資産の課税標準額の合計 × 税率 1.4%

課税標準額とは、賦課期日(1月1日)現在における課税の対象となる償却資産の残存価額です。

※ただし、課税の対象となるすべての償却資産の課税標準額の合計価額が150万円未満なら、免税となり、償却資産に対しての固定資産税はかかりません。



問い合わせ先 役場税務課 固定資産税係
☎ 286-3111 内線 145・146